別紙様式第四十五の改正規定の支出欄中「(4)航空機賃貸料」を「(4)航空機賃借料」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別紙様式第十六の改正規定は平成二十六年一月二日から、第一条中別紙様式第十九の改正規定は同月一日から施行し、改正後の別紙様式第十九による報告書の提出は、同日以降の取引又は行為に係る報告から適用する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の別紙様式による報告については、当分の間、改正前の別紙様式による報告書を取り繕い使用することができる。